

最低修業年限を超えて在籍する者の実験実習料の取扱いについて

- 1 最低修業年限を超えて在籍する者の実験実習料は、「実験実習授業」によらない授業のみを履修する者については徴収しない。
- 2 前・後学期始めに最低修業年限内の者と同様に実験実習料を徴収し、当該年度の履修科目確定後、前項に該当する者からの申請に基づき学部長の承認を得て返還する。
- 3 前学期徴収分は、原則として後学期納付すべき学費の一部に充当することとし、卒業等の理由により後学期に充当できない場合は、銀行振込にて返還する。

※「実験実習授業」とは、実験、実習、演習（ゼミナールを含む）、講義演習、卒業（修士）論文・制作・作品・演奏・研究及びこれらに準じる学科目の授業をいう（授業形態はシラバスに記載）。

以 上